岡垣町スポーツ大会出場参加費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町民のスポーツ推進及び青少年の健全育成を図るため、各種大会等に出場する者に対し補助金を交付することについて、岡垣町補助金等交付規則（平成24年岡垣町規則第７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　補助金は、町内に住所を有し、大会要項等に定められている監督１人、コーチ１人及び選手として登録された者に交付する。なお、義務教育修了前の者が出場する場合において、監督及びコーチが引率しない場合のみ引率者１人を対象者とする。

（対象となる大会）

第３条　補助金の対象となる大会は、地域予選を通過して、又は選抜により県を代表して出場する大会に限り、国、地方公共団体又はスポーツ団体等が主催、共催する次の各号に掲げる大会とする。

（１）　国際大会　オリンピック・パラリンピック大会、アジア競技大会、各競技の世界選手権大会及び各国代表で行う競技大会等

（２）　全国大会　全日本選手権大会等全国大会呼称の各種大会

（３）　西日本大会　西日本大会呼称の各種大会

（４）　九州大会　九州総合体育大会等九州大会呼称の各種大会

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

（１）　予選大会または選考会を経ずに出場できる大会

（２）　一つの予選大会または選考会により二つの大会の出場権を得られる場合におけるどちらか一つの大会

（３）　親善、交流等を目的とする大会

（４）　招待により出場する大会

（５）　出場者を特定の企業、政治団体、宗教団体等に限定した大会

（６）　所属する学校等の代表として出場する大会

（７）　全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟主催大会

３　同一補助対象者が同一年度に交付を受けることができる補助金は、２回までとする。ただし、団体の監督、コーチのみ回数の制限は行わない。

（補助金の額及び補助対象経費）

第４条　補助金の額は、大会等の出場に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額とし、その限度額は別表のとおりとする。ただし、大会主催者等が経費の全部又は一部を負担する場合は、当該負担額を補助対象経費の額から控除する。

２　第２条の引率者の補助金の額は、前項に規定する額の５割とする。

３　補助対象経費は、次のとおりとする。

（１）　交通費　目的地までの往復に要した次の経費とする。ただし、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法によるものとする。

　ア　公共交通機関を使用する場合の経費

　イ　車両借上げ料（燃料代、有料道路料金等含む）の実費額

　ウ　自家用車を使用した場合の有料道路料金の実費額

（２）　宿泊費　実費額とする。ただし、一泊の限度額は、岡垣町職員等の旅費に関する条例（昭和45年岡垣町条例第31号）に定められた額とする。

　（補助金の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、当該大会が終了後、速やかに補助金交付申請書を教育長に提出しなければならない。

　（補足）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 大会 | | 開催地 | 選手・監督・コーチ | 引率者 |
| 国際大会 | | 海外 | 40,000円 | 20,000円 |
| 国内 | 20,000円 | 10,000円 |
| 全国大会 | | 北海道、東北地方、沖縄県 | 20,000円 | 10,000円 |
| 関東地方、中部地方 |
| 近畿地方、中国地方、四国地方 | 12,000円 | 6,000円 |
| 九州地方 | 5,000円 | 2,500円 |
| 福岡県内 | 2,000円 | 1,000円 |
| 西日本・  九州大会 | | 沖縄県 | 10,000円 | 5,000円 |
| 近畿地方、中国地方、四国地方 | 5,000円 | 2,500円 |
| 九州地方 | 3,000円 | 1,500円 |
| 福岡県内 | 1,500円 | 750円 |
| 備考 | １　東北地方とは、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県及び福島県をいう。  ２　関東地方とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。  ３　中部地方とは、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県及び岐阜県をいう。  ４　近畿地方とは、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、三重県、和歌山県及び兵庫県をいう。  ５　中国地方とは、鳥取県、岡山県、島根県、広島県及び山口県をいう。  ６　四国地方とは、香川県、徳島県、愛媛県及び高知県をいう。  ７　九州地方とは、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県をいう。 | | | |